

重要事項説明書

1. 施設の概要・目的及び運営の方針

○施設の概要

本園 名称：ユズリ葉の杜保育園
所在地：鹿児島市宇宿6丁目17番7号

分園 名称：ユズリ葉の杜保育園 上荒田
所在地：鹿児島市上荒田町9番21-2号

○目的・運営方針

- ①本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び、幼児の保育事業を行うことを目的とする。
- ②本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号 以下「法」という）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

2. 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

① 職員の職種

- ・園長
- ・園長補佐兼事務長
- ・園長代理
- ・主任保育士
- ・保育士
- ・栄養士
- ・調理員
- ・事務員
- ・補助員
- ・内科嘱託医
- ・歯科嘱託医

※前項に定めるもののほか必要時に応じ、その他の職員を置くことができる。

② 職員の職務

- I 園長は、保育（養護と教育）の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、園の業務を統括し、管理運営に従事する。
- II 園長補佐兼事務長は、園長の補佐を行い、会計事務に従事する。
- III 園長代理は、園長の補佐を行い、園長不在時に業務を代行する。
- IV 主任保育士は、園長代理を補佐し、保育士を統括するとともに、適切な保育が施されているか管理する。
- V 保育士は、保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- VI 栄養士は、栄養管理や食育推進に関する業務と給食業務、衛生管理の統括を行う。
- VII 調理員は、給食調理業務に従事する。
- VIII 事務員は、会計事務に従事する。
- IX 補助員は、保育又は調理等の補助に従事する。
- X 内科嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- XI 歯科嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

③本園の職員数

※職員数は園児数等により変動することがある。

※保育士定数（子どもの数に対しての保育士の数）、最低基準を常に満たすこととする。

園長	1名	保育士	30名程度	補助員	10名程度
園長補佐兼事務長	1名	栄養士	3名程度	内科嘱託医	1名
園長代理	1名	調理員	3名程度	歯科嘱託医	1名
主任保育士	1名	事務員	1名程度		

4. 保育を行う日及び時間等

- ①保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月29日から翌年1月3日迄）及び、祝祭日、年度末の最終日（日祝祭日の場合は前日）を除きます。

②保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。但し、登園は9時30分までとし、

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。

③保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。但し、登園は9時30分までとし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は、16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。

5. 保護者の負担について

① 本園の特定教育・保育を利用した保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとします。

② 本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急時その他やむを得ない理由により保育を提供した場合について、当該保護者から特定教育・保育基準額（法第28条2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとします。

③ 本園は、前項に支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとします。

I 2号認定（3歳児以上児クラス）の子どもの給食食材費・・・月額4,500円（月～金）

※土曜日に当園した場合220円/日、徴収する。

II * 2号認定（3歳以上児クラス）

制服・・・ズボン（男児） 3,300円程度、スカート（女児） 3,400円程度

冬用トレーナー 2,300円程度、 Poloシャツ 1,500円程度

体操服・・・上着 1,500円程度、ズボン 1,600円程度

カバン・・・ 2,800円程度

III * 2号認定（3歳以上児クラス）

スイミング教室参加費・・・1ヶ月 3,300円程度

IV その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが認められるものについては園長が定める金額とします。

6. 利用定員

①法第19条第2号に規定する子ども（2号認定子ども）・・・・・・・・・・60人

②法第19条第3号に規定する子ども（3号認定子ども）のうち満1歳以上の子ども・・・40人

③3号認定子どものうち満1歳未満の子ども・・・・・・・・・・20人

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

①本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとします。

②鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市の指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申込みものとします。

③本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

I 園児が小学校に就学したとき。

II 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

III 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

IV その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

①本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囁託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。

②保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

③本園は、事故の状況や事項に際して採った措置について記録するとともに、事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

④園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

⑤本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

⑥本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てます。

⑦本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに園児及び保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示します。

⑧本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知します。

⑨本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行います。

⑩本園は、避難する際は園周辺の状況に応じ、もっとも安全な場所や避難経路を選びます。

⑪本園は、災害用伝言ダイヤルや園の緊急連絡簿を利用し保護者に対し、速やかに状況報告を行います。

～緊急時の連絡機関～

	所轄消防機関	所轄警察機関
ユズリ葉の杜保育園 (本園)	脇田分遣隊 (099-251-0119)	宇宿交番 (099-253-1344)
ユズリ葉の杜保育園 上荒田 (分園)	甲南分遣隊 (099-256-0119)	中央警察署 (099-222-0110)

9. 相談・苦情の受付から解決

本園では、保護者の皆様方からいただいた相談・苦情を保育サービスの向上に活かすべく、下記のような責任者、担当者による体制を整え、取り組んでおります。お子様の心豊かな育ちを願い、保護者の皆様方と手を取り合い、より良い環境づくりに励んでまいります。

①相談・苦情の受付

園内での相談・苦情については、まず各クラス担当者や関係者と十分話し合い相談し、その上で解決できない内容については、面接、電話などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、相談・苦情解決担当者並びに第三者委員に直接、相談・苦情を申し出ることでもあります。

②相談・苦情受付の報告・確認

相談・苦情受付担当者が受け付けた相談・苦情を相談・苦情解決責任者と第三者委員（相談・苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は、内容を確認し、相談・苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知致します。

③相談・苦情解決の為の話し合い

相談・苦情解決責任者は、相談・苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、相談・苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは次によります。

I 第三者委員による相談・苦情内容の確認

II 第三者委員による解決案の調整・助言

III 話し合いの結果や改善事項の確認

④「福祉サービス運営適正化委員会」の紹介

ユズリ葉の杜保育園で解決できない相談・苦情は、鹿児島県社会福祉協議会（鹿児島市鴨池新町1番7号鹿児島県社会福祉センター内）に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申出ることができます。

～第三者委員等の名簿 社会福祉法人 山鳩福祉会～

区 分	現 職 名	氏 名
第三者委員	元保育園 園長・元療育施設 施設長	八田 良子
	元鹿児島市PTA連合副会長・坂元中学校評議員	川崎 竜
相談・苦情責任者	園 長	外園 紗都子
相談・苦情担当者	本園 園長代理兼統括栄養士 分園 主任保育士	榎屋 真美 福谷 桃子

10. 保険に関する事項

本園では子どもにケガ・骨折等があった場合に備え、保険に加入しております。

保険会社	損害保険ジャパン株式会社	
保険の種類	賠償責任保険	傷害保険
保険の内容	当園の管理下における園児の負傷、疾病、障害、死亡等	
保険金額	身体：1名につき 10億円 1事故につき 10億円 財物：1事故につき 1,000万円	死亡・後遺障害：230万円 入院：1日あたり 3,000円 通院：1日あたり 2,000円

11. 個人情報の取扱いに関する事項

本園では、個人情報保護法の趣旨を尊重し、個人情報の取扱い業務において、諸規定に違反する次の行為を行わないこととしております。

- ① 業務上必要な範囲を越えて、または、違法もしくは不公正な手段で個人情報を取得する行為
- ② 本園の定めた利用目的の範囲を越えて個人情報を利用する行為
- ③ 故意または重大な過失によって個人情報を漏えい・滅失・毀損する行為
- ④ 責任者の承諾なしに個人情報を所定の場所から搬出し、または、開示・複製・移送・破棄する行為
- ⑤ 責任者の承諾なしに個人情報を第三者に提供する行為
- ⑥ 以上の行為があったことを知りながらこれを秘匿する行為
- ⑦ 個人情報保護に関する監査を受ける際に、個人情報取扱いの実態をありのままに述べない行為

⑧ 以上に準じる個人情報規定等違反行為

尚、退職後も在籍中と同様の秘密保持義務があることを十分認識するとともに、在籍中に知り得た個人情報、もしくは、業務遂行上知り得たすべての情報（各世帯の保育料等を含む）について、口外、漏えいする行為は一切行いません。

12. 感染症に関する事項

本園では、感染症の疑いがある場合、速やかに降園して頂くとともに、医師の確認をとっていただくこともあります。保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。園内での感染症の集団発症や流行につながることを、子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していることを登園する際はご確認いただくようご理解ください。お休み後の登園時には登園許可証が必要となります。

原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発しんなどの症状の続く場合は、すぐに医療機関を受診してください。

登園許可証が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること

		た)化していること
--	--	-----------

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

医師への相談が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
突発性発しん	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	湿潤部分については、被覆(ガーゼ等で覆う)できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆(ガーゼ等で覆う)すること
頭じらみ症	駆除を開始していること

経過報告書(保護者記入用紙)が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでは休み
コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは休み(無症状の場合は検体接種日を0日として、5日を経過すること)

13. 土曜日共同保育に関する特別な事項

ユズリ葉の杜保育園と(分園)ユズリ葉の杜保育園上荒田は、土曜共同保育の安全対策、責任体制、職員配置、その他必要な事項について十分に協議し、土曜共同保育を実施する。

- 1 実施施設、依頼施設、実施する日、実施する時間は、各号のとおりする。
 - (1) 実施施設 ユズリ葉の杜保育園
 - (2) 依頼施設 ユズリ葉の杜保育園上荒田
 - (3) 実施する日 土曜日
 - (4) 実施する時間 7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、登園は9時30分までとし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。
- 2 土曜共同保育を実施している間、(分園)ユズリ葉の杜保育園上荒田の保育士を実施施設に1名以上配置する。
- 3 土曜共同保育の実施に際しては、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるとともに、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 4 土曜共同保育の実施に際しては、災害時の人員体制、指揮系統、備蓄品、職員等の連絡先について依頼施設(実施施設)と協議し、土曜共同保育実施中の非常災害対策計画を作成し、災害時は作成した非常災害対策計画に基づき必要な措置を講じる。
- 5 土曜共同保育の実施に際しては、子どもの保育状況等(疾患・アレルギー等に関する情報を含む)を実施施設へ提供するにあたり、実施施設での情報管理を徹底いたします。また、提供した個人情報土曜共同保育の実施にのみ使用し、土曜共同保育廃止後は、当該情報を消去いたします。
- 6 本園分園にて、同日に行事開催の場合は、土曜共同保育は実施いたしません。
- 7 土曜共同保育の安全対策、責任体制、費用負担、職員配置等については、実施施設との間で協議の上、合意いたします。

重要事項説明書 同意書

令和 8 年 月 日

ユズリ葉の杜保育園 上荒田の入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

施設設置者

所在地	鹿児島市上荒田9番21-2号		
施設名	社会福祉法人 山鳩福祉会 ユズリ葉の杜保育園 上荒田		
代表者	施設長	外園 紗都子	
説明者	園長代理 主任保育士	榎屋 真美 福谷 桃子	

私は、本書面により、施設からユズリ葉の杜保育園上荒田についての重要事項の説明を受け、その内容について同意しました。

利用者 住所
(代理人) 住所

氏名
氏名
(利用者本人との関係)